

萩藩における石炭採掘と有帆村

内田 鉄平

はじめに

本稿は明治期の長門国厚狭郡に近代化をもたらした石炭産業の源流を探るため、近世期から近代期へと変容する地域のなかで石炭採掘がどのように地域社会のなかで継承されていくのか、萩藩最大の石炭採掘地である長門国厚狭郡有帆村に注目し、近世期における石炭採掘の実態解明を試みるものである。

近世期を通して萩藩ではいわゆる四白（紙・米・和紙・櫛蠅）が藩の物産として多くの収益を上げていたが、幕末期、俄に長門国厚狭郡の石炭が注目される。背景には安政元年（一八五四）の日米和親条約の調印以降、多くの外国船が日本近海に出没し、蒸気船の燃料である石炭需要の高まりがあった。石炭需要の高まりを感じた萩藩では、万延元年（一八六〇）より船木宰判での石炭採掘を直営方式として鹿児島藩などへの交易を進めていく。

表1 天保期、船木宰判の石炭採炭量

村名	採炭量（振）
船木市村	2,000
逢坂村	5,000
東高泊・有帆村	125,787
東須恵村	19,000
際波村	16,000

注)『防長風土注進案』を参考に作成。

1振は16貫(60kg)。

幕末期から明治期にかけて地域が近代化へと変容するなかで石炭採掘は地域産業となる。近代化の契機と

なった石炭産業の源流は近世期における萩藩の石炭採掘であり、その出発地は有帆村ではないか。表1は天保期に編纂された『防長風土注進案』²に記載された石炭採炭量をまとめたものである。表1からも周辺の採炭地と比べ、群を抜いて有帆村や東高泊村の採炭量が多く採掘の中心地であったことが窺える。また小川国治が指摘するように村の銀収入の七割程度が石炭関係であり、石炭業が村人の生活に大きく影響していた³。

表2 幕末期における有帆村の様子

有帆村			
知行地	上領	中領	下領
	宍戸家	児玉家	蔵入地
村高	865石余	535石余	3214石余
組	中村	片山	高泊・御開作・櫛山 下木屋・石井手・浜田
小村	仁保ノ上 中村 大休	角石 片山 引込	江ノ内 櫛山 旦 木屋 横土手 下木屋 上固屋 石井手 引込 角石 土取 浜田 高畠
村役人	小都合1人 給庄屋1人	小都合1人 給庄屋1人	庄屋1人 畔頭4人
人数	395人	351人	1311人
家数	83家	72家	303家
牛	40疋	22疋	80疋
馬	50頭	53頭	180頭
廻船	0艘	0艘	18艘
備考			石炭会所（火箱付近）

注)『防長風土注進案』では東高泊村を含め「有帆・東高泊村」と記載されている。嘉永期に編纂された『郡中大略』は知行地ごとに記されており、『郡中大略』の記述を基に表1を作成した。表の「下領（蔵入り地）」は東高泊村や高畠村・御開作地も包括されて記載している。東高泊村とは石炭津出しの関係から結びつきが深いものと考える。また、萩藩の村方支配として、蔵入りの村には庄屋、村組には畔頭が置かれている。知行地には差配する者として大庄屋に相当する小都合庄屋が、村には庄屋に当たる給庄屋、村組には畔頭も置かれている。

では幕末期における有帆村の概要を確認していきたい。萩藩における村々の状況を示す史料としては享保期の『防長地下上申』⁴や『防長風土注進案』、さらに嘉永期頃に編纂された『郡中大略』⁵があり、『防長風土注進案』では有帆村と隣接する東高泊村を一帯視して記載し（「有帆・東高泊村」）、『郡中大略』では有帆村に東高泊村が包有されている。両村を石炭の津出しの関係から一帯視したことが考えられよう。なお東高泊村を除いて有帆村のみを概観すると村内は上領・中領・下領と知行地ごとに分けて呼称されることもあり、上領は宍戸氏の給領地、中領は児玉氏、下領は藩が直接管理する蔵入地として統治されている。最後に萩藩における船木宰判や有帆村の位置を図1に示しておく。

図1 船木宰判における有帆村の位置



注) 山口県立文書館編『防長風土注進案 船木宰判』昭和36年、地図を一部加工し転載。

一、石炭採掘の実態

本章では採掘現場の様子を取り上げ、石炭採掘の実態を明らかにしていきたい。石炭は近世期において既に地元民が自家用として使用していたことが表3に示した近世初期～中期にかけての書物等の記述から確認できる。近世初期に山陽道の交通量が飛躍的に増え船木に本宿が設置されると、有帆周辺で採掘される石炭は「船木の石炭」として周知されていた。

(二) 「運上堀り」による石炭採掘

萩藩の石炭が自家用のみでなく、特産物として認識されはじめるのは、近世中期の明和期頃であって、詳細については次章で示していくが、明和二年（一七六五）大庄屋林市郎左衛門が萩藩に対して石炭への運上の徴収を進言しており、この時期、三田尻塩田の燃料として船木産の石炭が廻船で輸出される。

石炭採掘を行う採掘場は原則自分所有の田地や山林であり、元請となる人物が村役人に対して石炭採掘の申請を

表3 船木地方の石炭に関する記述

日本鹿の子	元禄四年 (1691)	舟木と云所、土中より堀取黒キ石のごとし、薪灯に用い
和漢三才図会	正徳期 (1711～16)	石炭ハ筑前ノ黒崎村、長門ノ舟木村ニ多クアリ、土人、山ヲ堀リ、之ヲトル、以テ薪ニ代エ、ソノ氣臭シ、彼ノ地多峠ニシテ柴薪乏シ、一助ト為ルナリ、
閑際筆記	正徳五年 (1715)	長門國船木山に石アリ、色黒シ、之ヲ焼クニ能ク燃ル、土人薪ノ代リニ炊□ス、

行うことからはじまる。その際、留意すべきことは「石炭採掘量に對し運上を徵収されることは当然ながら、何處に炭坑の穴を開け、掘り進んでいくか」ということであった。例えば採掘申請について『船木宰判本控』¹¹で度々記されており、文政十三年（一八三〇）四月の「御願申上候事 有帆村真土に於て石炭採掘の許可願」では次のような文言である。

私儀於有帆村奉遂御百姓來候処、近年以不手前ニ相成、當分より子供育之方便無御座、御百姓軒取続も難相成難渋至極ニ罷居申候、然處真土御立山之下え持掛り之田地有之候所、右田地之上御売山老町之内え石炭所々堀所有之候様相見申候、右石炭堀出穴の儀ハ、御立山端毛上松立無之場所より堀入、夫より御立山之底田地之底引続堀申度奉存候、右ニ付御立山支り不相成様念を入堀可申候間⁹、

採掘場について、掘り出す場所は自ら所有する田地や山林としながらも、この度の採掘では藩所有の山林である「御立山」へ坑道が伸びる旨を述べ、そのことは全く支障ないと明記している。原則として採掘の坑道は「御立山」を避けるよう藩から指導されていたものと考える。また、その際に運上徵収についても指摘されている。

旁御儉儀之上御免被仰遣候ハハ、御立山御運上銀トして老ケ月拾匁宛御徳用ニ相備度奉存候間、格別之御詮議を以被遂御許容被遣候様奉願候、左御座候ハハ、地下中申合せ友々堀申候得は、偏地下御救ひニも相当り候儀ニ付、旁宜被成御沙汰可被下候、

以上¹⁰、（後略）

採掘を許可するにあたり、一ヶ月毎に銀一〇匁の運上銀を納めることを申請者の徳左衛門が村組を差配する畔頭・太右衛門へ約束し、その後畔頭から庄屋、大庄屋と順に申請が行われ、石炭採掘を所管する藩所帶方の役人へ申請が行われる¹¹。また採掘の許可が下ると申請とは逆に藩役人から大庄屋、庄屋、畔頭へと伝達されている。

石炭採掘を申請する者は村役人を通して藩への許可を願い出ており、「船木宰判本控」から他村においても同様の手続きが行われており、近世中期以降、石炭採掘は藩へ運上税を納めることを条件に許可されていた。従来、採掘期間は農閑期が原則であり、冬～春にかけて石炭を掘り出す「掘子」を集め、採掘した石炭は石炭問屋などに売り渡していた。因みに近世期を通して有帆村内では複数の炭坑があり、水上田¹²・指月・真土などから多くの石炭が採掘されている。

（二）採掘をめぐる諸問題

運上掘りによる石炭採掘は依然幕末期においても継続されていたが、近世後期になると有帆村周辺の炭坑では石炭採掘の今後を懸念する事態が生じていた。ひとつは採炭場の確保が徐々に困難になつていただことである。有帆村が位置する厚狭郡北西部の炭層は浅く、地表近くの谷や迫などに炭層が露出しており、炭坑は山肌や谷からの斜坑で、数十メートル掘り進むことが一般的であつた。そのため山端の近くに炭穴を設けるが、藩所有の山林を避けることが規則で定められていた。藩の「御立山」の下に炭層が見つかることや近世後期には坑道自体も徐々に伸びており¹³、「御立山」周辺の未開拓な

場所に坑道が伸びることもあった。安政五年（一八五八）五月の「御願申上候事 有帆村真土山にて石炭掘取願」においては「御立山」の下にある石炭を採掘したい旨を申し出している。

一札銀六拾目

右私儀於有帆村ニ奉遂御百姓來候処、農業之暇日を以兼て石炭掘取仕申候、然ル处田畠壁山下等も追々掘尽し、最早掘場所至て六ヶ敷御座候処、真土御立山端後山と申所ニ、私抱之畠式畝五歩高式升七合之穗木有之、其地底より御立山内え石炭引続きキ居候様相見候ニ付、地下中申合取掛り仕度奉存候、就てハ御立山物端え風穴壹ヶ所堀調不仕てハ仕役難相成御座候間、立木等無之場所え堀明ケ被仰付候様奉願上候、左候へハ地下中之潤職不大形儀ニ御座候間、乍謙前書一ツ書之辻御上納申上度奉存候間、偏格別之御慈悲を以当五月より十月迄、已上六ヶ月之間堀取御差免被遣候様、此段宜被仰歎被成御沙汰可被下候、以上、安政五年五月¹³（後略）

申請者の有帆村百姓の宋之助は百姓所有の山林である「合壁山」や田畠において石炭を既に掘り尽くしたとして、「御立山」の藩所有山林下に坑道が伸びる新たな採炭場の許可を申し出ている。併せて山林の木々が無い場所を選んで風穴を開けることも願い出た。この度の願い出に対して藩は次のように回答している。

両書御了簡を以札銀六拾目被召上、申出之通石炭掘取且風穴掘調被差免候条、木立障りニ不相成様山方役人衆見分御申付詰能御沙汰候て、堀止之節風穴埋戻し返上等之儀無滞可被成御届出

候、左候て右銀御立山修甫銀え受加被仰付候条可被成其御沙汰候、以上¹⁴、

藩所有的「御立山」にかかる場所への採掘及び風穴を開けることは札銀六拾目を納める条件で許可し、五月～十月まで六ヵ月間と定め、終了時に掘った穴を埋め戻すことを宋之助へ約束させている。

またそのほかに採掘をめぐる問題では、炭坑内での不慮の事故が存在する。有帆村へ水汲水夫の出稼ぎにきた友吉が事故に遭い、兄の重右衛門が船木宰判代官所に宛てた書状には次のようにある。

私弟友吉事、當才判有帆村石炭山江昨十五日稼ニ参り、水汲□□江参り候処、（中略）水汲夫居所江参懸ケ、水抜溜婦江踏入り落込ミ相果候処、私方江参り候付、早速死骸請方ニ参り¹⁵、

兄の重右衛門は炭坑内の事故によつて死亡した弟の亡骸を引き取ろうとしたものの、その報告を受けて「不審筋」があるとして、事故について納得いかず詳細を聞くため採炭場に出向き、採掘している「堀子」などから事故の詳細を聞いている。

死骸御見分相成石炭出方居会之者ども被御念入御究被仰付候段奉恐入候、右ニ付不審之氣筋御座候ハバ、申上候との御事、奉尋其旨候、御当所江参り委細承り相糺、聊不審之氣付筋無御座候¹⁶、（後略）

書状の末尾には直接採炭場へ赴き、詳細な説明を聞いたところ得心したと結ばれている。採掘をめぐる状況として近隣地域より有帆村へ出稼ぎとして来る者もあり、不幸にして不慮の事故に見舞われる者も少なからずいたのではないか。

船木宰判で本格的な石炭採掘が行われるようになったのは塩田地域への輸出が背景にあり、採掘の申請者は所有する田地や山林での採掘許可を願い出て、運上税を納めることを条件に藩から許可をもらう。同時に「堀子」を集め、定められた期限内に石炭を採掘する、という規定のもと採掘を実施していた。採炭場の選定では藩所有の山林の下に坑道を伸ばさないとする決まりも、時代が下ると徐々に炭坑の場所が少なくなつて事情もあり、藩では「御立山」に影響しないという付帯文言を確認して、事実上石炭採炭を許可している¹⁷。有帆村をはじめこの地域において石炭採掘が村人の生活に大きく影響していたことを実感させる。

二、石炭市場と有帆村

長門国厚狭郡周辺で採掘する石炭が商品として注目されるのは明和期に三田尻塩田へ燃料として輸出される近世中期以降である。そこで本章では有帆村の石炭市場が確立していく状況について明らかにしていきたい。

(一) 三田尻塩田と有帆村

藩が石炭に注目するのは「貞享検地帳」の厚狭郡の項に「米一石二斗石炭役石」と記載された頃であるが詳細は不明で、具体的な課税を行つた証拠は厚狭郡周辺で採掘される石炭が塩田の燃料として注目される近世中期である¹⁸。明和二年（一七六五）に船木宰判大庄屋・林市郎左衛門が船木宰判の藤井嘉右衛門代官に対し、有帆川へ集荷される石炭を船で運搬する際に運上税をかけてみてはどうか

と提言したのが運上徵収の最初だと言われている。その経緯については『舟木宰判本控』に記載されており一部を紹介する。

一、厚狭郡舟木才判諸修補米纏ニて困窮在所多御座候得共、御取救之御方便も無御座候、然處有帆千崎高泊其外之村々より年來石炭を掘、有帆川口え持出売買仕候、御宰判内ハ不及申ニ他御才判えも取帰候趣御座候処、年分相縮候てハ余分之儀と相聞候間於有帆川口御運上懸被仰付被遊可然奉存候¹⁹。（後略）

史料には有帆村周辺の村人が掘り取った石炭を有帆川口の火箱まで運び売買しており、大庄屋から運上徵収の提言がなされ、運上銀を修補料などに充てることへの経緯や、運上税を納める仕組などが記されている。また有帆川口における廻船の石炭積載や運搬方法などの規則も記され、末尾には石炭を河口で買い取る船王（石炭問屋）に対し、運上をかけるため次のような覚書きが示された。

一、石炭壹荷ニ付式文宛御運上錢、船方買手之者より差出可申候事、

但、陸荷之分ハ不及御運上沙汰候事、

一、猶船之義ハ式拾荷宛例積を以舟之左右え焼印突せ可申候条、運上方之者え相達焼印を請可申事、

一、石炭舟積仕候節いさは其外例積不相成候舟之義ハ、式拾荷何右衛門舟と申、木札を御運上方之ものより受取候て、龍岩瀬下ニ有之札上所ニ相渡罷通可申候、尤木札所持不仕時ハ石炭不残取上させ可申、焼印有之舟之儀も木札締り之儀

ハ同断候事、

一、御運上錢ハ勿論石炭代共現錢を以可令売買候事、

一、石炭夜中舟積出仕間數候事、

一、石炭積出船之時分漸相舟湊ひ申儀も可有之候付、出舟先

後之義我儘ニ出船不仕、何分御運上方之者差図を請出舟可

仕事、（中略）

右前書之通締り被仰付、前断之御運上銀年々取立被仰付候ハハ、

修甫米も年々相増困究在所御取救之御便りニ相成、尚又高泊汐
土手修補料ニも被仰付候得は御徳用之筋ニも相成可申候間、願
之通被差免被遣候様ニと奉存候、此段何分宜様被成御沙汰可被
遣候、以上²⁰、（後略）

覚書の主な内容は船主より一荷につき二文の運上錢を徵収すること、船での石炭の船積は二十荷までとし、船の左右には焼印を捺すこと、船積の際に運上を納め、運上方は勘場焼印の木札を交付すること、また石炭を積む場所を火箱と定め、木札交付は竜岩瀬とし、運上は現金で納め、夜間の石炭積み込みを禁止、出津の際に混み合う場合は運上方の指示を受ける、などであった。明和期に石炭運上税をかける背景には、石炭が廻船によつて広範囲に販売されつたあつた実態を反映したものと考える。

石炭から運上税を徵収し始めて間もなく、萩藩では市場拡大の好機が巡つてくる。瀬戸内の海岸地域には塩田地帯が広がつており、三田尻塩田は近世中期より燃料に石炭を使用しはじめ、藩内において最大の石炭消費地のひとつであり、九州筑前より石炭を輸入して

いたものの、筑前では天明期に石炭輸出を控える動きがみられた²¹。

天明八申ノ秋、筑前の石炭他国出とまり、防長諸浜薪に尽、俄

ニ黒木・大束・千葉等せり賣となり、直段余程高直ニ而も不行届、

（中略）三田尻浜薪無之、塩燒立不相成、浜作捨リニ相成候事、

苦々敷難相済事と有之、被遂御全儀有帆炭頼リニ掘立被仰付候、

有帆川口出津御運上振別九文、右御運上有帆地下受負ニ三拾貫

目ニ及候事²²、

三田尻塩田では天明八年（一七八八）、筑前からの石炭輸出が止まり、代替燃料も高騰するなか、有帆より石炭を輸入することにした。その折、一振毎に九文の運上が課せられた。その後、九州豊前から石炭が輸送され筑前からの輸出が再開されると、九州産石炭より藩内有帆村の石炭を売り込もうと考え、萩藩では三田尻の塩田業者に対し、九州産石炭に振別（六〇キロ）二四文の運上を設定すると三田尻の塩田業者から不満が噴出する。

三田尻浜九州炭積取相成候へハ、元來有帆ハ石炭不宜ニ付、三田尻ハ專九^{州カ}國勝ニ買入、猶諸浜ニおるても同様之事ニ付、有帆川口御運上高受之者御運上未進仕、右全議之砌ニ、三田尻浜ヨリ九州炭積登を取始申候ニ付而、有帆炭相捌不申と申上候ニ付、三田尻江九州炭入津水揚壹振ニ付四文宛御運上被召上候、其分寛政元酉ノ以来之分最早三百貫目余、塩浜高石之奉遂御運上納候、仕入方薪水揚ニ付、御運上三田尻浜ニ限り候事故、難儀至極ニ奉考候事²³、

塩田業者からは本来九州産の石炭の方が品質として有帆産より上

であり、三田尻塩田にのみ課税をかけるのはおかしいとして異議を申し立てている。萩藩としては塩田燃料に有帆村産石炭を売り出せば石炭市場の拡大に繋がると判断したのではないか。結局この問題は寛政元年頃に振別四文の運上を徴収するとして決着した。

(二) 幕末期における市場の拡大

万延元年（一八六〇）、藩は石炭政策の大きな転換を行う。石炭採掘では採掘量に対する運上を有帆村の火箱などに集荷して買い取る際に船主から取っていたが、石炭採掘を藩が採掘から販売まで一手に捌く直営方式へと変更する²⁴⁾。

その背景には石炭の需要が大きく高まっていたことが挙げられる。幕末期には、日本近海に多くの外国船が出没するようになり、安政元年（一八五四）の日米和親条約締結以降、外国船などから燃料として石炭を求められ、蒸気船の燃料である石炭の需要が高まり、藩や幕府において深く関心を寄せることになる。

安政四年（一八五七）夏には幕府の勘定奉行水野忠徳らは長崎下向の途中に有帆村水上田の炭山を検分している。その際に有帆村から石炭を移送する費用を尋ね、藩では一振の費用として有帆村水上田から有帆川口まで七〇文、有帆川口から江戸まで銀五匁などと回答している²⁵⁾。

また万延元年、萩藩の產物方が船木宰判大庄屋の三戸晋九郎に対し、下関から鹿児島へ見本の石炭を差し出すように求めたため、三戸が埴生浦より見本の石炭を送り、その後鹿児島藩から毎年三〇〇万斤（三万振）宛の購入が申し込まれたが、さし当たり初年は五〇

表4 一振の石炭相場と運送賃

村名	採炭量（振）
中腰炭	217文
三徳炭	207文
中堀炭	197文
真鹿炭	181文
四重炭	161文
有帆～下関	30文
下関～長崎	110文

(注)『山口炭田の民俗』29頁参考。

万斤を萩藩から移送するとした石炭交易がはじまる。その後、大庄屋の三戸晋九郎は「石炭世界方」に任じられ、船木宰判内での石炭集荷・運送などの準備をはじめている。因みに鹿児島藩との交易開始において、文久元年の下関渡しでは石炭を運送した際に、有帆から下関を経由した長崎までの一振についての運賃や石炭の相場などが示されており表4にまとめた。

幕末期、石炭への需要が高まるにしたがって、藩のみならず幕府も石炭採掘の中心地を有帆村と認識していた。有帆村周辺の採炭場では表4の最も品質良好な中腰炭が多く採掘されており、九州産には劣るもの、中腰炭・三徳炭が鹿児島藩などに交易のため送られていた。

藩内において石炭の商品価値が高まると、石炭の取り扱いをめぐる藩組織の争いも起きている。萩藩產物方は安政六年（一八五九）に藩内の石炭販売を產物御内用方一手の取扱きとして他国への販売を禁止するも翌年の万延元年には藩内石炭採掘は直営方式となる。この直営方式への変更は藩撫育方の影響によるもので、撫育方とは宝暦改革において藩の通常会計である本勘と切り離した別途会計の組織で、安政期の船木宰判内において妻崎開作の海岸部に妻崎新開

作を干拓している²⁶。この干拓は海底に眠る石炭採掘を目的として、費用を撫育方から捻出させており、当初、石炭取り扱いを藩産物方が主張するなど、直営化を開始した頃より石炭をめぐつて藩産物方・撫育方との間で意見が対立しはじめている²⁷。

石炭市場の拡大を果たす役割として越荷方にも注目したい。越荷方は撫育方の資金によって設立され、廻船が他国より輸送してきた荷物を一時的に預かり、それを担保に廻船に融資する倉庫金融業として藩に大きな収益をもたらす。その活動は一時期幕府によって制限されたが、幕末期には大きく権限を拡張し、藩内産物の専売制を管轄し交易業務を行い、特に慶応期には長崎貿易に関与する²⁸。

文久期から自らの知行地で採掘をはじめた厚狭毛利家では慶応期に下関の越荷方へ石炭を輸送する動きもみられ、幕末の「石炭需要の高まり」によって石炭への商品価値も一変し、藩そのものが石炭販売に関わるようになる。越荷方の原資が撫育方であり、越荷方によつて石炭市場が拡大した結果、藩内における石炭取り扱いで撫育方の存在も大きくなり、藩産物方との対立が生じている。産物方と撫育方との対立は元治元年（一八六四）に産物又仕法替を行い、産物方を撫育方に合併する形を取つて收拾を図つたようだ²⁹。

また、幕末期に活躍した中野半左衛門や三戸晋九郎などの大庄屋たちも藩から「石炭御用達」や「石炭世話方」を拝命し、自らが商人として市場の拡大に務めていたことも見逃すことはできない。

三、石炭採掘と有帆村の社会構造

萩藩における石炭政策を有帆村の動向を通して明らかにしてきたが、本章では有帆村の社会構造に着目し、石炭採掘による村の成り立ちを考察していきたい。有帆村には石炭採掘を差配するために石炭製造方や石炭方手子と呼ばれる者が存在している。

（二）石炭製造方と石炭方手子

石炭採掘を統轄するのは藩会計組織の所帯方であり、現場を取り仕切つていたのは石炭製造方と石炭方手子と呼ばれる者である。

石炭製造方について設置された年代は不明であるが、『防長風土注進案』において既に東高泊・有帆村では地下役人の項目に「石炭製造方式人」とあり、明和期に廻船を使用して石炭を輸送する際、運上税を徴収する現場監督として船の出津が行われた東高泊・有帆村から地下役人が二名ほど選出された。小川国治も石炭製造方が石炭運上方と呼ばれたとして、石炭製造方の役割を石炭積荷時の監視と運上徵収と説明している³⁰。『防長風土注進案』で有帆村と東高泊村とを同一視して「有帆・東高泊村」と記載し、『郡中大略』では有帆村の蔵入地と東高泊村を包有して記載したのは石炭輸送において両地域の関係が非常に緊密であったと考える。

また船木宰判には「石炭を積荷する河岸が三箇所（有帆村・火箱、際波村・三挺唐柵、中野開作・壹挺唐柵）あり、各々に石炭会所が設置されていたが殆ど有帆村の火箱から輸送されていた。有帆村では石炭会所は石炭製造方の居宅を使用している。

御所帶方惱

一 石炭会所壱ヶ所

但梁行式間半桁行四間石居上屋祢藁葺之事³¹

有帆村

嘉永期頃に編纂された『郡中大略』には有帆村藏入地に石炭会所が記され「御所帶方惱」として、先述したように藩所帶方によつて統轄され石炭運上が徴収されていたことを確認できる。

一方、石炭方手子についても藩所帶方の配下にあつて、その任免も藩所帶方が行つていた。文化九年（一八一二）、船木宰判の代官渡辺瀬兵衛が藩に対し、現在の石炭手子の任期延長を出願している。この時は不許可となつてゐるが延期の理由として、石炭価格の折衝などで採掘している山方や石炭問屋、廻船業者と渡り合える現在の手子を継続したいとのことで、石炭方手子の役割は採炭場全般の監督を行つていたと思われる。藩では荷積み運上を徴収する石炭制道方、採掘全体を差配する石炭方手子と役割を分担させていたものと考える。³²

石炭を取り扱う石炭方を設け、その配下に石炭制道方・石炭方手子を藩では宰判ではなく藩所帶方に置いており、石炭運上税は藩所有の山林近くに炭坑を設けてそれを修復するため「御立山修補銀」という名目で納入させていた。そのため船木宰判内における石炭採掘の統制を行つていた藩が石炭制道人や石炭方手子を直接任免するのである。運上の対象が採掘申請者と石炭問屋であることから石炭制道人と石炭方手子が宰判全体の炭坑管理、生産量の検査、積出の監視を行つていた。役割的重要性は幕末期に直営方式に変更しても

表5 石炭局の地方役人

役職	氏名	幕末期の所属
石炭方大頭取	三戸晋九郎	船木宰判大庄屋
石炭方御用達	大田義太郎	中野・妻崎開作庄屋
石炭方大頭取助役	三隅幾蔵	際波村百姓
石炭方大頭取助役（有帆会所出勤）	中村源兵衛	東高泊村百姓
石炭方頭取（逢坂村出勤）	繩田権右衛門	逢坂村小都合
石炭方頭取（逢坂村出勤）	長谷川幾太郎	西高泊村櫨植付頭取
石炭方頭取助役（逢坂村出勤）	甚太郎	逢坂村畔頭
石炭方頭取（有帆村出勤）	三井政右衛門	有帆川地他国船取締方
石炭方頭取（有帆村出勤）	繩田市郎兵衛	有帆村百姓
石炭方頭取（有帆村出勤）	河口張兵衛	有帆村百姓
石炭方頭取（際波村出勤）	繩田吉次郎	際波村櫨植付頭取
石炭方頭取（際波村出勤）	有田和三郎	妻崎浦年寄
石炭方頭取（際波村出勤）	伊藤新左衛門	有帆村百姓
石炭方頭取（妻崎新開作出勤）	掛部祐蔵	妻崎新開作庄屋
石炭方頭取（妻崎新開作出勤）	西村信平	児玉領有帆村小都合
石炭方頭取（妻崎新開作出勤）	平蔵	中野開作百姓
石炭方頭取助役（妻崎新開作出勤）	仁太郎	中野開作百姓
石炭方大頭取助役（宇部村出勤）	名和田作兵衛	大庄屋格
石炭方頭取（宇部村出勤）	庄兵衛	宇部村百姓
新開作石炭積場定引請	二木市兵衛	須恵村長沢・吉敷給庄屋

(注)『石炭方諸控』(山口県立文書館所蔵)をもとに作成。

変わらないと考える。

また明治維新となり萩藩所帯方の石炭方は廃止、新たな石炭採掘組織「石炭局」を立ち上げた際もこれまでの石炭製造人や石炭方手子など採掘を統轄していた者は新たな組織へ組み入れられている。

表5は明治二年（一八六九）、石炭方に変わる新たな石炭採掘の組織、石炭局を立ち上げた際に採用された地方役人をまとめた。石炭局は有帆村や中野開作、際波村などに設けられた石炭会所を基に直営化した採炭場を統制するために設立されたものである。

例えば明治元年に他界した東高泊村の赤川蔵之介は長年にわたり石炭製造人を務め、居宅を石炭会所としていた。その子赤川繁次郎は明治元年十一月には船木宰判の藩直営の逢坂炭山の石炭を三田尻海軍局へ回送する用達に任命され、中村善九郎、三井一右衛門とともに御用問屋に任命されるなど、明治初期における石炭採掘では旧体制の組織や仕組・技術など一部入れ替えなど行いながら採掘に携わっていた者を適宜な役職へと配置し、旧藩体制の組織を継承した形で出発するのである。³³

（二）石炭採掘を通じた村内部の様子

有帆村の社会構造を確認するうえで参考にした『郡中大略』は蔵入地・知行地ごとに編纂されており、村内には宍戸氏・児玉氏の知行地と藩蔵入地が存在していた。これら三領域は宍戸領を「上領」、児玉領を「中領」、東高泊村を含む蔵入地を「下領」と呼称されている。東高泊村を含む有帆村は南北を貫くように三領域あつて、石炭採掘を通した村内の社会構造は微妙に異なっている。

採掘場について「上領」の宍戸領では『郡中大略』に「石炭年中

凡四万振程出シ食料之入足、猶小遣錢等ニ相用ひ、尤堀場次第二無數相成候ニ付、石炭出高之儀は年々相劣り候事³⁴」として、年々採炭場の確保が難しいとしながらも、船木峠の船木村境目に指月・氷上田など多くの採炭場で採掘を行っている。その採掘量は年々減少とは言いながら一年間で四万振程である。「中領」の児玉領では、「地下渡世之助リニ相成候產物は石炭年中凡武万振程堀出し、地下中食料之入足不足小遣ひ錢等ニ相用候事³⁵」として、「中領」内にある真土などで採掘が盛んであった。ただし、東高泊村を含む有帆村の蔵入地「下領」では「地下渡世之助ニ相成候產物之儀は石炭少シ有之候事³⁶」とあって石炭採掘は行われず、代わりに「下領」地域では有帆村採炭場からの石炭輸送を担っていた。

有帆村「上領」、「中領」には多くの採炭場があり、採掘された石炭は「下領」の沿岸部の火箱に運ばれ荷積される。表1で確認すると廻船の所持が確認されるのは「下領」のみで、廻船一八艘を所有している。また、廻船の船着き場まで石炭運搬に当たる馬の所有数に注目すると、「上領」五〇頭、「中領」五三頭に比べ、「下領」は一八〇頭と多い。石炭採掘を通して有帆村を見たとき村内部の「上領」「中領」では採掘を、船着き場がある沿岸部の「下領」では石炭を村内採炭場から運搬していたと考ええる。

おわりに

一九九二年。

長門国厚狭郡有帆村は萩藩最大の石炭採掘地であり、藩の石炭政策について有帆村の状況に沿って分析を行った。近世中期以降、塩田の燃料として石炭に商品価値を見出すと、藩は石炭に運上税をかけるようになる。幕末期、石炭が蒸気船の燃料として注目され需要がさらに高まるなど、炭坑を直営化として越荷方や御用商人、大庄屋などにより販路を拡大していく。

また有帆村内部も石炭採掘を通じた社会構造では知行地ごとに概観すると、採炭場がある「上領」、「中領」、東高泊村と一帯視された蔵入地である「下領」より廻船で各地に石炭が輸送されるなど、村の南北を通して知行地ごとに特色を見出せる。

明治維新以降、石炭採掘は厚狭郡沿岸部へ拡大し、藩組織も明治期には継承され新たな組織へ移行していった。今後は明治期に設立された石炭局下での石炭採掘などの分析を課題としていきたい。

註

- 萩藩における石炭採掘に関しては以下の資料を本稿全般の参考文献とした。^①小川国治『転換期長州藩の研究』思文閣出版、一九九六年。^②広島通産業局宇部石炭支局『山口炭田三百年史』、一九六九年。^③『山口炭田の民俗』、山口県教育委員会、一九七〇年。^④小野田市史編集委員会編『小野田市史—通史』一九九〇年。^⑤『宇都市史—通史篇上巻』

2 『防長風土注進案』は天保十三年から嘉永四年にかけて萩藩領内の村ごとに村の起源や地誌・風俗・物産等々を審判」として編纂したものである。

3 注1①「第六章 産業の開発と統制」参考。

4 『防長地下上申』は享保・元文・寛保・延享の約十六年間にわたり岩国領を除いた藩内各村より藩に上申した記録書で、村の石高や戸口、山林、寺社領などが記されている。

5 前掲注1⑤同。

6 『船木宰判本控』（山口県立文書館所蔵）。石炭採掘においては同一人物が複数にわたり申請しており、石炭採掘は特定の者によって行われていたと推測される。なお別稿で検討するが、厚狭毛利家の石炭採掘では御用商人、石炭問屋が採掘の元請となっている。

8 萩藩における各宰判の代官行政の資料で庄屋・大庄屋への法令を編纂したものが「宰判本控」である。

9 前掲注7同。

10 前掲注7同。

11 次節で紹介する安政五年における有帆村での石炭採掘許可の申請では藩所帶方の役人である内藤万里助が許可を下している。

12 前掲注1①「第六章 産業の開発と統制」参考。

13 前掲注7同。

- 14 前掲注7同。
- 15 「有帆村石炭山にて死骸引請一札」『原田家文書五八』(山口県立文書館所蔵)。
- 16 前掲注16同。
- 17 「船木宰判本控」には須恵村でも幕末期の石炭採掘の申請書に、本稿同様「御立山」の下に坑道が伸びる採掘を許可している。
- 18 前掲注1⑤同。
- 19 前掲注7同。
- 20 前掲注7同。
- 21 三田尻塩田における運上徴収の経緯については『船木宰判本控』や前掲注1①～⑤の参考文献を参考とした。
- 22 「塩浜古名之規定」『防府市史 史料II』一九九六年。
- 23 前掲注22同。
- 24 文久元年には厚狭毛利家独自の石炭採掘を認められ、厚狭毛利家では慶応四年に直営方式に変更するなど、幕末期、萩藩内において石炭の商品価値は目まぐるしく高くなっている。
- 25 前掲注1①～⑤参考。
- 26 妻崎新開作の干拓については次の参考文献が詳しい（前掲注1⑤、六四四～六五九）。
- 27 萩藩撫育方の研究は三坂圭治『萩藩の財政と撫育制度』をはじめ膨大にあるなかで、本稿では幕末期の石炭採掘という側面から撫育方の活動を検討したものである。穴井綾香が指摘するように今後は幕末期における撫育方の活動については藩財政・藩組織において多角的な考察が必要である（穴井綾香「萩藩撫育方の研究」『瀬戸内海地域史研究』第九輯、二〇〇一年）。
- 28 下関市史編集員会編『下関市史 藩政―市制施行』二〇〇九年、四四八～四七六頁。
- 29 萩藩における產物方と撫育方との対立では元治元年に產物方と撫育方との合併で收拾した形であったが、厚狭毛利家家臣が認めた日記、「二歩日記」（『山陽町史―資料篇下巻』所収）から慶応四年に直営方式とした厚狭毛利家において撫育方と関係を深めていた厚狭毛利家と藩との間で石炭採掘をめぐる争いが依然としてあつたことを窺わせる。別稿において改めて検討していただきたい。
- 30 前掲注1①同「第六章 産業の開発と統制」参考。
- 31 「有帆村・高畑・高泊村開作三ヶ村」『郡中大略』(山口県立文書館所蔵)。
- 32 前掲注1④『小野田市史―通史』、四八九～五〇七頁参考。
- 33 前掲注1④同。なお明治元年に設立された石炭局の活動については石炭採掘が地域産業として確立していく過程を分析するうえでも重要であり、「おりに」でも述べたようすに今後の課題である。
- 34 「有帆村之内宍戸満太郎知行地」『郡中大略』(山口県立文書館所蔵)。
- 35 「有帆村之内児玉三郎右衛門知行地」『郡中大略』(山口県立文書館所蔵)。
- 36 前掲注31同。